

高知労働局第 14 次労働災害防止計画

令和 5 年 4 月

高 知 労 働 局

目次

1	計画のねらい	1
2	計画の期間	1
3	計画の重点事項	1
4	計画の目標	2
	(1) 基本的考え方	2
	(2) 達成を目指す指標	2
	ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	2
	イ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	2
	ウ 業種別の労働災害防止対策の推進	3
	エ 労働者の健康確保対策の推進	4
	オ 化学物質等による健康障害防止対策の推進	4
	カ 交通労働災害防止対策の推進	4
	キ 外国人労働者に対する安全衛生対策の推進	5
	(3) 計画の評価と見直し	5
5	重点事項と具体的取組	5
	(1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発	5
	(2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進	6
	(3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進	6
	(4) 業種別の労働災害防止対策の推進	6
	(5) 労働者の健康確保対策の推進	7
	(6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進	8
	(7) 交通労働災害防止対策の推進	8
	(8) 外国人労働者に対する安全衛生対策の推進	9
	(9) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進	9
6	安全衛生を取り巻く現状	9
	(1) 死亡災害発生状況	9
	(2) 死傷災害発生状況	9
7	第13次労働災害防止計画の結果	10
	(1) 死亡災害と死傷災害の状況	10
	(2) 死亡災害の状況等	11
	(3) 死傷災害の状況	13
	(4) 健康確保対策	17
	(5) 業種別死傷災害の状況	22

1 計画のねらい

近年の労働災害の状況をみると、労働力人口の高年齢化とともに高年齢者の労働災害は増加傾向にあり、また、第三次産業を中心に転倒や腰痛などの労働災害が増加しており、誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者のほか、労働者、サービス利用者など、全ての関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。

また、「費用としての人件費」から、「資産としての人的投資」への変革の促進が掲げられるなど、労働者の安全衛生対策が事業者の経営戦略の観点からも重要性が増している。加えて、企業の安全衛生対策を充実させることが人材育成・確保の観点からも会社の成長になるという考え方が浸透しつつある。こうした中で、安全衛生対策に積極的に取り組む事業者が社会的に評価される環境を醸成し、安全と健康の確保の更なる促進を図ることが事業者及び労働者を含む全ての関係者に求められている。

さらに、第13次労働災害防止計画（2018年度～2022年度）という。）期間中、化学物質による重篤な健康障害の防止や石綿使用建築物の解体等工事への対策の着実な実施が必要となった。

このような現状を踏まえ、高知労働局では、「Safe Work KOCHI」をキャッチフレーズに、労働災害を少しでも減らし、誰もが安心して健康に働くことができる職場環境が全ての事業場で実現されることを目指し、労働安全衛生法第6条に基づき、本年2月に策定された第14次の「労働災害防止計画」を踏まえ、2023年度を初年度とする5か年計画により、高知労働局及び労働基準監督署、事業者、労働者、関係者等が目指す目標や重点的に取り組むべき事項を定めた「高知労働局第14次労働災害防止計画」をここに策定する。

2 計画の期間

2023年度(令和5年度)から2027年度(令和9年度)までの5か年を計画期間とする。

3 計画の重点事項

高知県内の安全衛生を取り巻く現状を踏まえ、労働災害の防止を図るため、次の項目を重点事項とする。

- (1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発の推進
- (2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進
- (3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進
- (4) 業種別の労働災害防止対策の推進
- (5) 労働者の健康確保対策の推進
- (6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進
- (7) 交通労働災害防止対策の推進

- (8) 外国人労働者に対する安全衛生対策の推進
- (9) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

4 計画の目標

(1) 基本的考え方

高知労働局及び労働基準監督署、事業者、労働者、関係者等が一体となって、一人の被災者も出さないという基本理念の実現に向け、上記3の重点事項((1)及び(9)を除く。)について指標を定め、計画期間内に達成することを目指す。

なお、下記イのアウトカム指標の達成を目指した場合、労働災害全体として、少なくとも次のとおりの結果が期待される。

- ・ 死亡災害については、2022年と比較して、2027年において5%以上減少させる。
また、2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで5%以上減少させる。
- ・ 死傷災害については、2022年と比較して、2027年において減少させる。
また、2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までで増加させない

ア アウトプット指標

本計画においては、上記3の計画の重点事項の取組の成果として、労働者の協力の下、事業者において実施される次の事項をアウトプット指標として定め、その達成を目指し、本計画の進捗状況の把握のための指標として取り扱う。

イ アウトカム指標

事業者が以下のアウトプット指標に定める事項を実施した結果として期待される事項をアウトカム指標として定め、本計画に定める実施事項の効果検証を行うための指標として取り扱う。

(2) 達成を目指す指標

ア 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

- ・ すべての業種において、転倒及び動作の反動・無理な動作は事業場にとって対策を講ずべきリスクであることを周知し、転倒災害対策(ハード・ソフト両面からの対策)、腰痛災害対策に取り組む事業場の割合を50%以上とする。
- ・ 卸売業・小売業/医療・福祉の事業場における正社員以外の労働者への安全衛生教育の実施率を80%以上とする。
- ・ 介護・看護業務において、ノーリフトケアを導入している事業場の割合を、2027年までに増加させる。

【アウトカム指標】

- ・ 増加傾向にある転倒災害について、年齢層別の労働災害発生割合の増加に歯止めをかける。
- ・ 社会福祉施設における腰痛の労働災害発生割合について、2022年と比較して2027年までに減少させる。

イ 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

- ・ 「高年齢労働者の安全と健康確保のためのガイドライン」(令和2年3月16日付け基安発0316第1号。以下「エイジフレンドリーガイドライン」という。)に基づく高年齢労働者の安全衛生確保の取組(安全衛生管理体制の確立、職場環境の改善等)を実施する事業場の割合を、2027年までに50%以上とする。

【アウトカム指標】

- ・ 増加傾向にある60歳代以上の労働災害発生割合について、2022年と比較して2027年までに増加に歯止めをかける。

ウ 業種別の労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

- ・ 建設業においては、墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントに取り組む事業場の割合を、2027年までに85%以上とする。
- ・ 製造業においては、機械による「はさまれ・巻き込まれ」防止対策に取り組む事業場の割合を、2027年までに60%以上とする。
- ・ 林業においては、「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を、2027年までに60%以上とする。
- ・ 陸上貨物運送事業においては、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく措置を実施する事業場の割合を、2027年までに45%以上とする。

【アウトカム指標】

- ・ 建設業における死亡者数を、2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までの5年間で10%以上減少させる。
- ・ 製造業における死亡者数を、2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までの5年間で15%以上減少させる。
- ・ 製造業における機械による「はさまれ・巻き込まれ」災害の死傷者数を、2022年と比較して2027年までに5%以上減少させる。
- ・ 林業における死亡者数を、2018年から2022年までと比較して、2023年から2027年までの5年間で10%以上減少させる。

- ・ 陸上貨物運送事業における死傷者数を、2022 年と比較して 2027 年までに 5 % 以上減少させる。

エ 労働者の健康確保対策の推進

【アウトプット指標】

- ・ 企業における年次有給休暇の取得率を、2025 年までに 70%以上とする。
- ・ 勤務間インターバル制度を知っている企業の割合を、2025 年までに 80%以上とする。
- ・ メンタルヘルス対策に取り組む事業場の割合を、2027 年までに 80%以上とする。
- ・ 労働者 50 人未満の小規模事業場におけるストレスチェック実施の割合を、2027 年までに 50%以上となるよう促進を図る。
- ・ 各事業場において必要な産業保健サービスを提供している事業場の割合を、2027 年までに 80%以上とする。

【アウトカム指標】

- ・ 週労働時間 40 時間以上である雇用者のうち、週労働時間 60 時間以上の雇用者の割合を、2025 年までに 5 % 以下とする。
- ・ 自分の仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスがあるとする労働者を、2023 年と比較して減少させる。

オ 化学物質等による健康障害防止対策の推進

【アウトプット指標】

- ・ 危険性又は有害性が把握されている化学物質について、リスクアセスメントを行っている事業場の割合を、2027 年までに 80%以上とするとともに、リスクアセスメント結果に基づいて、労働者の危険又は健康障害を防止するための必要な措置を実施している事業場の割合を 2027 年までに 80%以上とする。
- ・ 熱中症災害防止のため、暑さ指数を把握し活用している事業場の割合を、2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

【アウトカム指標】

- ・ 化学物質を起因物とする死傷災害の件数を、2018 年から 2022 年までと比較して、2023 年から 2027 年までで 5 % 以上減少させる。
- ・ 増加が懸念される熱中症による死傷者数を、2018 年から 2022 年までと比較して、2023 年から 2027 年までで減少させる。

カ 交通労働災害防止対策の推進

【アウトプット指標】

- ・ 「交通労働災害防止のガイドライン」を活用している事業場、交通労働災害防止のための安全教育を実施している事業場を 2023 年と比較して 2027 年までに増加させる。

【アウトカム指標】

- ・ 交通労働災害における死亡者数を、2018 年から 2022 年までと比較して、2023 年から 2027 年までで 10%以上減少させる。

キ 外国人労働者に対する安全衛生対策の推進

【アウトプット指標】

- ・ 外国人労働者の母国語に翻訳された教材や視聴覚教材を用いる等、外国人労働者に分かりやすい方法での労働災害防止の教育を実施する事業場を 50%以上とする。

【アウトカム指標】

- ・ 外国人労働者の労働災害発生割合を 2022 年と比較して増加させない。

(3) 計画の評価と見直し

本計画に基づく取組が着実に実施されるよう、毎年、計画の実施状況の確認及び評価を行う。また、必要に応じ、計画を見直す。

計画の評価に当たっては、それぞれのアウトプット指標について、計画に基づく実施事項がどの程度アウトプット指標の達成に寄与しているのか、また、アウトプット指標として定める取組が、どの程度アウトカム指標の達成に寄与しているか等の評価も行うこととする。

なお、計画の実施状況等については、当局のホームページにて公表する。

5 重点事項と具体的取組

(1) 自発的に安全衛生対策に取り組むための意識啓発

- ・ 誰もが安全で健康に働くためには、労働者の安全衛生対策の責務を負う事業者や注文者のほか、労働者などの関係者が安全衛生対策について、自身の責任を認識し、真摯に取り組むことが重要である。また、消費者・サービス利用者においても、事業者が行う安全衛生対策の必要性や事業者から提供されるサービスに安全衛生対策に要する経費が含まれることへの理解が求められることを、あらゆる機会を捉えて、周知啓発を図る。
- ・ 安全衛生対策に取り組む事業者が社会的に評価されるよう、「安全衛生優良企業公表制度」、「SAFE コンソーシアム」のみならず、「健康経営優良法人認定制度」など既存の安全衛生に関する取組の見える化を図る仕組みも活用し、これらの制度や当該制度を導入する事業場を広く周知する。

- ・ 事業者の具体的な取組に繋がるよう、本計画に基づく個別の安全衛生対策の周知においては、他の事業場の好事例について、事業場の業種や規模等に即した個別具体的な取組も含めて周知するよう努める。
- ・ 大学における寄附講座等を活用して、学生への安全衛生教育の促進を図る。
- ・ 労働災害防止団体が行う労働安全衛生活動に対して、必要な支援を行う。また、引き続き労働災害防止団体と連携し、労働安全衛生マネジメントシステムの活用・普及促進を図る。

(2) 労働者の作業行動に起因する労働災害防止対策の推進

- ・ 安全衛生大会、集団指導等のあらゆる機会を通じて、「STOP！転倒災害プロジェクト」の普及促進を図る。6月には安全週間準備月間を契機とした事業場の安全管理体制の整備について重点的に指導を行う。
- ・ 転倒災害の防止については、業種横断的な取組であり対象事業場数が膨大であることから、業界団体、関係行政機関等と連携し、効果的かつ効率的な周知啓発を行う。
- ・ 厚生労働省本省において、転倒災害の発生状況や第三次産業の業界の実態に即した基本的労働災害防止対策の啓発ツール等の作成等が検討されていることから、その作成後、周知普及を図る。
- ・ 腰痛が増加傾向にある保健衛生業、社会福祉施設、小売業、道路貨物運送事業を重点業種として、腰痛予防対策指針に基づく取組について指導する。
- ・ 介護職員の身体の負担軽減のための介護技術（ノーリフトケア）や介護機器等の導入など既に一定程度の効果が得られている腰痛の予防対策の普及を図る。

(3) 高年齢労働者の労働災害防止対策の推進

- ・ 高知労働局及び労働基準監督署において、あらゆる機会をとらえて「エイジフレンドリーガイドライン」等の周知啓発を行う。
- ・ 高年齢労働者は、「転倒」や「動作の反動・無理な動作」といった主に労働者一人ひとりの作業行動に起因して発生する、いわゆる行動災害に被災する割合が高いことから、安全衛生大会等を通じて、身体機能の低下を自覚できるような機会を設け、加齢による身体機能の低下を防ぐための運動の普及を図る。

(4) 業種別の労働災害防止対策の推進

ア 建設業

- ・ 建設現場における職場環境の整備を図る観点も含め、事業者が 及び の事項を確実に実施するよう指導、支援等の強化を図る。
墜落・転落のおそれのある作業における囲い、手すり等の設置、墜落制止用器具の確実な使用、はしご・脚立等の安全な使用等の墜落・転落災害防止対策

の徹底及び墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの取組みを推進する。

労働者の熱中症や騒音障害を防止するため、「職場における熱中症予防基本対策要綱」（令和3年4月20日付け基発 0420 第3号。）に基づく暑さ指数の把握とその値に応じた熱中症予防対策の適切な実施や「騒音障害防止のためのガイドライン」（平成4年10月1日付け基発第546号。以下「騒音障害防止のためのガイドライン」という。）に基づく作業環境測定、健康診断、労働衛生教育等の健康障害防止対策の取組みを推進する。

イ 製造業

- ・ はさまれ・巻き込まれなどによる労働災害のおそれがある危険性の高い機械等を使用する事業者に対し、リスクアセスメントの実施を指導するとともに、労働安全コンサルタント・労働衛生コンサルタントの活用、厚生労働省ホームページに掲載している「機械安全化の改善事例集」等を紹介するなど、現場の作業者が労働災害に被災するリスクを低減させる取組を推進する。

ウ 林業

- ・ 「チェーンソーによる伐木等作業の安全に関するガイドライン」に基づく立木の伐倒時の措置、かかり木処理の禁止事項の徹底を図るとともに、下肢を保護する防護衣の着用や木材伐出機械等の安全対策の徹底を図る。また、林業の緊急連絡体制整備ガイドライン等について関係事業者に対し積極的に周知し、ガイドラインに基づく措置が着実に講じられるよう徹底を図り、その実施状況等も踏まえて安全対策に取り組む。
- ・ 四国森林局や林業・木材製造業労働災害防止協会高知県支部、各署で実施する森林組合労働災害防止協議会構成員等と連携し、労働災害情報の共有、合同パトロールの実施等、各機関が協力した取組を促進するとともに、発注機関との連携を強化し、労働者の安全と健康を確保するために必要な措置を確実に講ずるよう取組を推進する。

エ 陸上貨物運送事業対策

- ・ 陸上貨物運送事業における死傷災害の約7割が荷役作業時に発生しており、トラックからの墜落・転落災害が多数発生していることから、労働者に荷役作業を行わせる事業場に対しての指導等の機会を通じて、「陸上貨物運送事業における荷役作業の安全対策ガイドライン」に基づく取組の徹底を図る。
- ・ 荷役作業中の災害を防止するためには物流センターにおける安全設備の設置等、荷主等の協力も必要となることから、荷主等に対しても同ガイドラインに基づく荷主等としての取組の必要性を説明し、取組の促進を図る。

(5) 労働者の健康確保対策の推進

- ・ 「労働者の心の健康の保持増進のための指針」に基づき、各事業場の実態に即したストレスチェック制度を含めたメンタルヘルスケアの実施に積極的に取り組むよう指導する。あわせて、高ストレス者に対する医師による面接指導、集団分析の実施について促進を図る。
- ・ 労働者数 50 人未満の事業場に対するストレスチェックを含めたメンタルヘルス対策への取り組みを促進する。
- ・ 高知産業保健総合支援センター及び地域産業保健センターを通じ、メンタルヘルス対策促進のための取組を引き続き支援する。
- ・ 職場におけるハラスメント防止対策の取組の周知及び対策の徹底を図る。

(6) 化学物質等による健康障害防止対策の推進

ア 化学物質による健康障害防止対策

- ・ 化学物質を取り扱う事業者に対し、入手した SDS 等を活用したリスクアセスメント等の実施及びその結果に基づく自律的なばく露低減措置を実施するように指導する。
- ・ リスクアセスメント対象を取り扱う事業者に対し、化学物質管理者を選任（令和 6 年 4 月 1 日義務化）するように指導する。併せて、リスクアセスメントに基づく措置として労働者に保護具を使用させる事業場に対しては、保護具着用責任者を選任するように指導する。
- ・ 特殊健康診断を確実に実施し、特殊健康診断結果報告書の提出を徹底させる。

イ 石綿による健康障害防止対策

- ・ 必要な届出をしないまま作業を開始した不適切事案については厳正に対処する。
- ・ 石綿が用いられている建築物の解体工事が増加することが見込まれることから計画届の届出、作業届及び事前調査結果等の報告が確実に行われるよう関係者に対し周知を行い、無届工事の防止を図る。
- ・ 事前調査等の確実な実施とともに不適切な除去工事や無届工事等を無くすため、地方公共団体等への周知と連携を図る。

ウ 熱中症予防対策

- ・ あらゆる機会を捉えて、暑さ指数の周知を図り、職場における熱中症予防対策の徹底を図る。
- ・ 熱中症の予防にあたっては、気温への順化が重要であることから、暑くなる前の早い時期から、「STOP！熱中症クールキャンペーン」について、事業主団体や労働災害防止団体等を通じた周知を図る。
- ・ 日本産業規格（JIS）に適合した暑さ指数計や熱中症予防に効果的な機器・用品の普及を図る。

- ・ 作成が予定されている「職場における熱中症予防対策マニュアル」の活用に向けて、周知・指導を行う。

(7) 交通労働災害防止対策の推進

- ・ 交通労働災害を防止するため、全国安全週間・労働衛生週間準備説明会、安全衛生大会、集団指導等のあらゆる機会を通じて、「交通労働災害防止のためのガイドライン」の普及促進を図る。
- ・ 交通労働災害の防止については、業種横断的な取組であり対象事業場数が膨大であることから、交通労働災害防止対策について、全国交通安全運動実施期間等の時期を捉え、業界団体や警察、陸運行政等と連携し、効果的かつ効率的な周知啓発を行う。

(8) 外国人労働者に対する安全衛生対策の推進

- ・ 安全衛生教育の実施、労働災害防止のための日本語教育等の実施、労働災害防止に関する標識・掲示、健康管理の実施等の徹底を図る。あわせて、安全衛生教育の実施に当たっては、外国人労働者向けの安全衛生教育マニュアルの活用を図る。

(9) 個人事業者等に対する安全衛生対策の推進

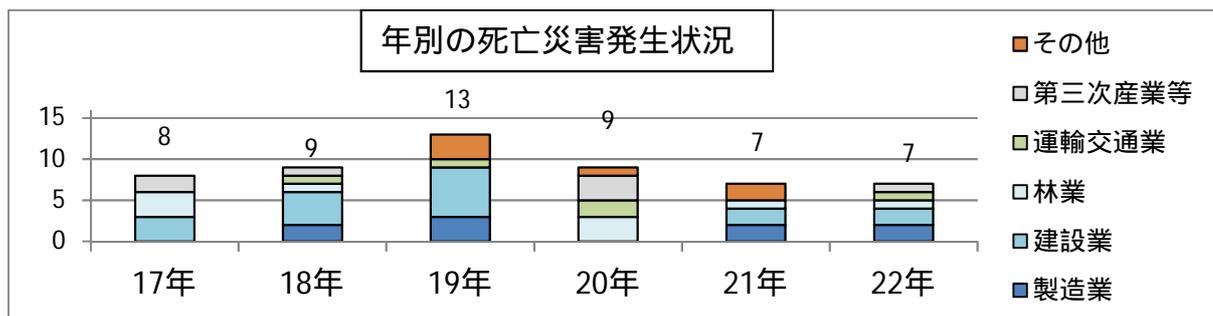
- ・ 労働安全衛生法第22条で規定する有害物質による健康障害の防止措置について、個人事業者等に対しても、労働者と同等の保護措置を講じることが義務付けられたことから、発注者、事業者等に対し様々な機会を捉えて周知・啓発する。

6 安全衛生を取り巻く現状

(1) 死亡災害発生状況

死亡災害は、死亡者数が平成27年に5人となった後も増減を繰り返しており、令和4年の死亡者数は7人、内訳は建設業で2人、製造業で2人、林業1人、陸上貨物運送事業1人、商業1人となった。事故の型別に見ると、建設業においては高所からの「墜落・転落」と「交通事故」、製造業においては、機械等による「はさまれ・巻き込まれ」と「飛来・落下」、林業では「激突され」、陸上貨物運送事業では運転席からの「墜落・転落」、「商業では「交通事故」となっており、13次防期間中を通じ「交通事故」による死亡災害が最も多く発生している。

重点業種では、建設業14人、製造業9人、林業で6人の死亡災害が発生しており、建設業では5人が「墜落・転落」災害、林業では3人が「激突され」災害、死亡災害が増加した製造業では6人が「はさまれ・巻き込まれ」災害で死亡するなど、それぞれの業種の業務内容に起因する特有の災害で多くの死亡災害の原因となっており、引き続き、交通労働災害の防止とともに、死亡災害が多く発生している業種を中心に労働災害防止対策に取り組むことが必要である。

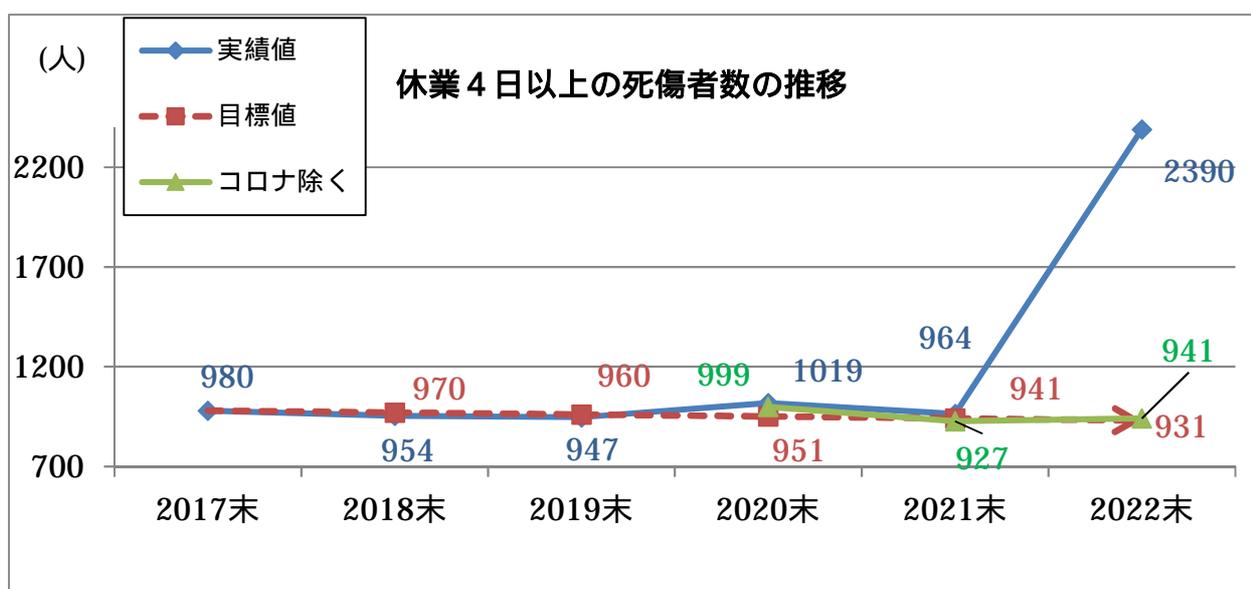


(2) 死傷災害発生状況

死傷災害については、第13次労働災害防止計画期間中増減を繰り返している。令和4年については、新型コロナウイルス感染症へのり患による影響が大きく、それを除くと、横ばいの状況であり、コロナを除く事故の型別では、転倒(22.4%)、動作の反動、無理な動作(14.1%)、墜落・転落(17.0%)などとなっている。

業種別には、第三次産業での労働災害が5割以上を占めているが、県内従事者の多くを占める商業、保健衛生業においては転倒災害が1/3を超え、次に多い動作の反動・無理な動作をあわせると、労働者の作業行動に起因する死傷災害が5割を超えている。

また、転倒災害の発生率は身体機能の影響も大きく、性別・年齢別で大きく異なる。男女ともに中高年齢層で高くなっているが、特に女性は50歳代以上で全体の5割を占めているなど、高年齢の女性の転倒災害の発生率は高くなっており、これらの労働災害の防止対策にも重点的に取り組む必要がある。



7 13次防の実施結果

(1) 死亡災害と死傷災害(休業4日以上 以下同じ)の状況

ア 労働災害発生状況

全業種(新型コロナウイルス感染を含む)

(単位:人 ()は死亡者数)

	2018	2019	2020	2021	2022	累計	目標
全業種	954(9)	947(13)	1019(9)	964(7)	2390(7)	6274(45)	期末 931 人以下
製造業	180(2)	187(3)	177	161(2)	180(2)	885(9)	累計 3 人以下
鉱業	1	3(1)	3	1	3	11(1)	
建設業	150(4)	164(6)	164	150(2)	207(2)	835(14)	累計 17 人以下
運輸業	106(1)	86(1)	98(2)	77	110(1)	477(5)	
林業	61(1)	63	79(3)	70(1)	66(1)	339(6)	累計 7 人以下
水産業	26	16(1)	14(1)	16(1)	20	92(3)	
第三次	411(1)	407	461(3)	467	1781(1)	3527(5)	
その他	19	21(1)	23	22(1)	23	108(2)	

その他には農業、畜産業を計上

全業種(新型コロナウイルス感染を除く)

(単位:人 ()は死亡者数)

	2018	2019	2020	2021	2022	累計	目標
全業種	954(9)	947(13)	999(9)	927(7)	941(7)	4768(45)	931 人以下
製造業	180(2)	187(3)	177	156(2)	165(2)	865(9)	累計 3 人以下
鉱業	1	3(1)	3	1	3	11(1)	
建設業	150(4)	164(6)	164	143(2)	169(2)	790(14)	累計 17 人以下
運輸業	106(1)	86(1)	97(2)	77	97(1)	463(5)	
林業	61(1)	63	79(3)	70(1)	66(1)	339(6)	累計 7 人以下
水産業	26	16(1)	14(1)	16(1)	16	88(3)	
第三次	411(1)	407	442(3)	443	402(1)	2105(5)	
その他	19	21(1)	23	21(1)	23	107(2)	

その他には農業、畜産業を計上

(2) 死亡災害の状況等

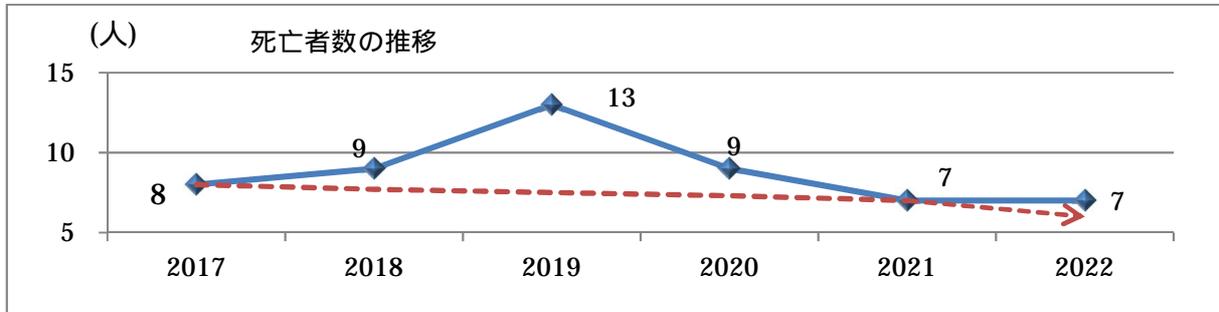
13次防における全業種での死亡者数について、2022年までに15%以上(6人以下)減少させるという目標に取り組んだ。2019年には建設業における死亡災害等が増加傾向となったことに対し、災害防止団体への緊急要請や集中取り組み等を実施した。

2020年から減少傾向となったものの、最終年の全業種での死亡者数は7人となり目標の達成には至らなかった。

13次防期間中の業種別の死亡災害の状況は全業種で45名となり、内訳は、建設業14人(31.1%)、製造業9人(20.0%)、林業6人(13.3%)、運輸業5人(11.1%)、鉱業1人、農業1人、水産業3人、畜産業1人、商業2人、通信業1人、金融業1人、保健衛生業1人などとなっている。

事故の型別にみると、交通事故 14 人(31.1%)、墜落・転落 8 人(17.8%)、飛来・落下 7 人(15.6%)、はさまれ・巻き込まれ 7 人(15.6%)、激突され 5 人(11.1%)、転倒 2 人(4.4%)、感電 1 人(2.2%)、おぼれ 1 人(2.2%)となっており、交通事故による死亡災害が最も多く発生している。

なお、新型コロナウイルス感染による死亡者はいなかった。



死亡災害重点業種

死亡災害重点業種の目標として、建設業、製造業、林業においてそれぞれ 15%以上の減少を目標としていたが、製造業での死亡災害が大幅に増加した。

建設業

建設業では目標値から 17.6%の減少となり、目標以上の削減となった。

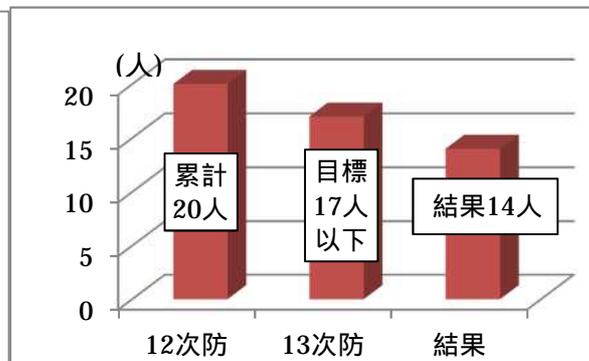
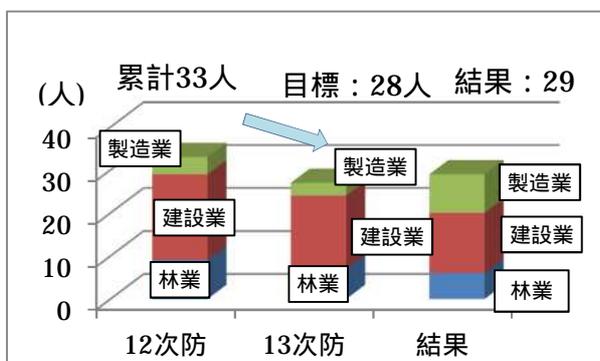
2019 年に建設業で死亡災害が増加したものの、災害防止団体に対する緊急要請、死亡災害防止キャンペーン、局署で毎年実施する連絡協議会、建設業労働災害防止協会を通じた周知啓発、監督・個別指導、建設業協会各支部・発注者との合同パトロール等により従来からの災害防止活動に取り組むとともに、あらゆる機会に「Safe Work KOCHI」をキャッチフレーズに労働災害防止活動の取り組みを推進した。

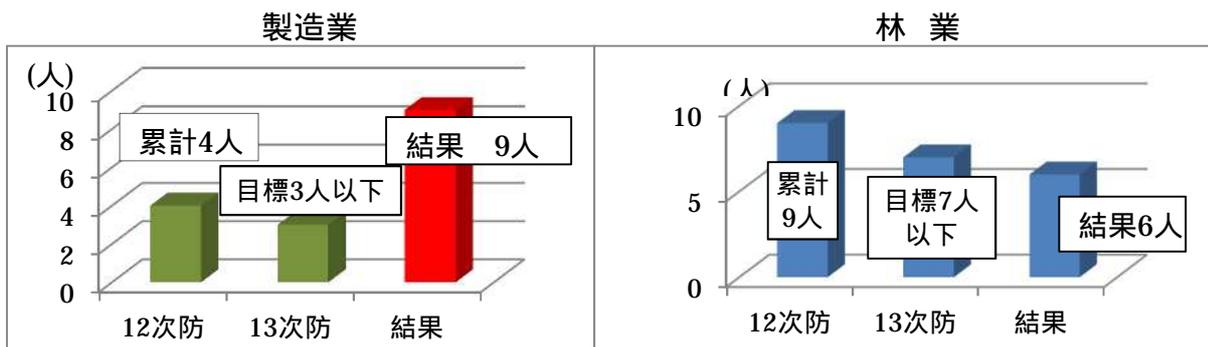
期間中の死亡災害を 17 人以下の目標として取り組み、期間中の死亡者は 14 人となった。内訳は墜落・転落 5 人、飛来・落下 3 人、交通事故 3 人、転倒 1 人、はさまれ・巻き込まれ 1 人、激突され 1 人となった。

墜落による死亡災害は、12 次防期間中の 11 人と比べ 13 次防期間中は 5 人と大幅に減少しているものの、13 次防期間中の死傷災害に占める墜落災害は 31.7%を占めるなど、依然として墜落災害の発生割合が高い。

死亡災害重点業種

建設業





製造業

製造業における労働災害防止対策は、各種説明会及び集団指導による周知、個別指導・監督指導等により指導実施した。

12次防期間中の死亡災害は4人(はさまれ・巻き込まれ2件、崩壊・倒壊、墜落・転落がそれぞれ1件)であり、13次防期間中の目標を3人以下として取り組みを行った。13次防期間中は、製造機械によるはさまれ・巻き込まれ6件、激突され、交通事故、飛来・落下災害がそれぞれ1件発生するなど、特に機械の修理・点検・清掃中のはさまれ・巻き込まれによる死亡災害が大幅に増加し、目標以下には至らなかった。

また、13次防期間中の死傷災害は、はさまれ・巻き込まれ19.8%、転倒17.5%、墜落・転落12.4%などとなっている。

林業

林業に対する災害防止対策は、個別指導・監督指導をはじめ、高知県労働基準協会連合会及び各地区協会、事業者団体、林業・木材製造業労働災害防止協会高知県支部等との連携、毎年各署で実施する森林組合労働災害防止協議会、森林管理署との合同パトロール等により重点的に実施した。

13次防期間中の目標を7人以下として取り組み、目標を下回る6人となったが、内訳は、激突され3人、転倒1人、墜落・転落1人、飛来・落下1人となっている。

13次防期間中の死傷災害は、激突され24.8%、切れ・こすれ15.6%、転倒14.2%、飛来・落下13.9%などとなっているが、保護衣の着用が定着しつつあり、チェーンソーによる下肢の切れ・こすれ災害は大幅に減少した。

重点業種 死亡災害発生状況

(人)

	第13次労働災害防止計画期間中の状況								
	12次	2017	2018	2019	2020	2021	2022	累計	目標
建設業	20	3	4	6	0	2	2	14	17人以下
製造業	4	0	2	3	0	2	2	9	3人以下
林業	9	3	1	0	3	1	1	6	7人以下
重点合計	33	6	7	9	3	5	5	29	

(3) 死傷災害の状況

2017年(980人)と比較して、2022年までに5%以上(931人以下)減少させる目標に対し、最終年の死傷者数は2,390名となった。

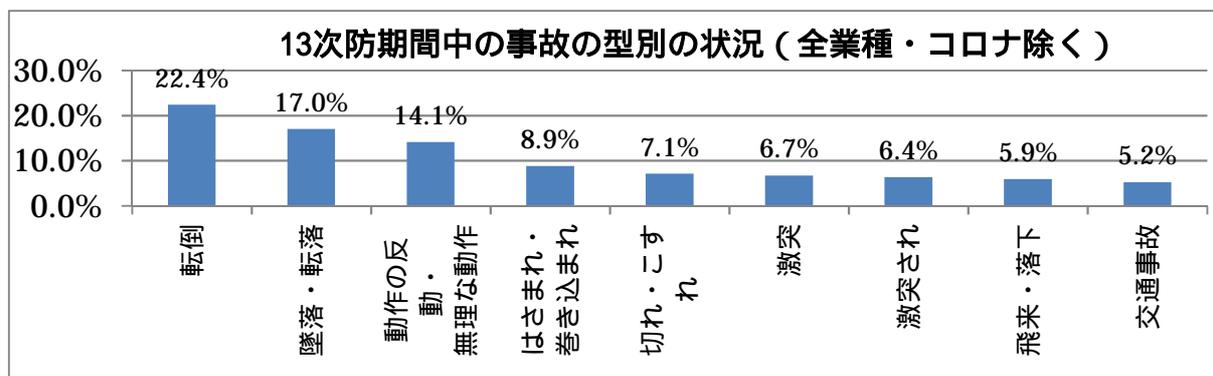
局署において、建設業や林業をはじめとする事業者に対し、各災害防止団体や各種協議会等を通じた従来からの災害防止活動に取り組むとともに、あらゆる機会に「Safe Work KOCHI」をキャッチフレーズに各種対策を周知し労働災害防止活動に取り組んだ。しかしながら、全国的に令和3年から職場における新型コロナウイルス感染による影響がみられ、高知県内においても令和4年当初から医療機関、介護施設を中心に大きく増加した。このため、13次防期間中の業種別の労働災害発生状況は第12次防に比べ医療機関や介護施設などの保健衛生業が大幅に増加し、全業種に占める死傷災害の割合も保健衛生業が32.7%となっており、次いで製造業14.1%、建設業13.3%、商業10.0%などとなっている。

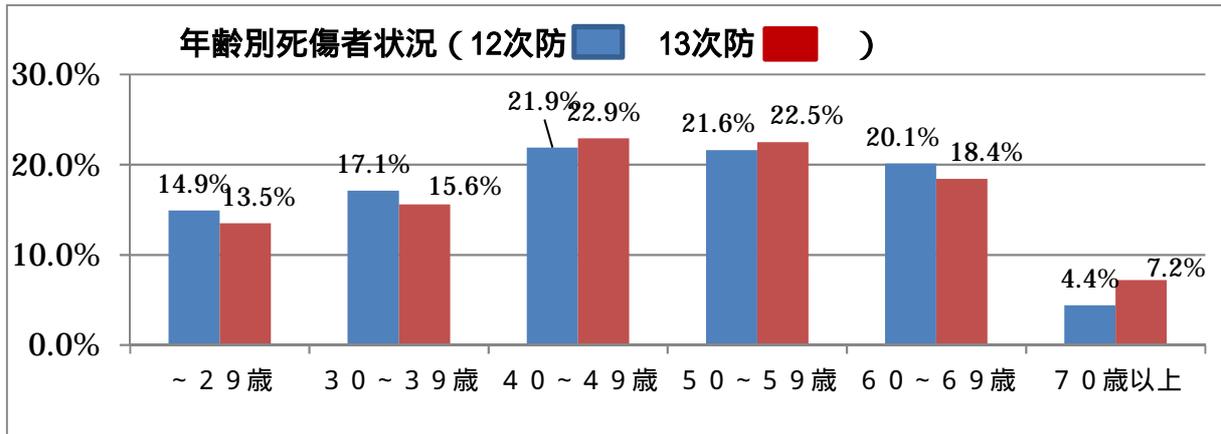
13次防計画当初に想定されていなかった新型コロナウイルス感染による休業災害を除く死傷者数は941名で、新型コロナウイルス感染による休業災害を除いても13次防目標の達成とはならなかった。なお、新型コロナウイルス感染による休業災害を除くと2017年からは4.0パーセント減少しており、業種別の内訳は、製造業18.1%、建設業16.6%、運輸業9.7%、林業7.1%、商業13.0%、保健衛生業14.3%などとなっている。

また、新型コロナウイルス感染による休業災害を除く事故の型別でみると、転倒22.4%、墜落・転落17.0%、動作の反動・無理な動作14.1%、はさまれ・巻き込まれ8.9%、切れ・こすれ7.1%、激突6.7%、激突され6.4%、飛来・落下5.9%、交通事故5.2%などとなっており、転倒、動作の反動・無理な動作などの事故の型による災害がやや増加しているものの、12次防期間中の状況から大きな変化はない。

年齢別の13次防期間中の状況は、12次防期間中に比べ40歳代以上の各年代で増加傾向にあり、60歳以上の労働者の死傷災害が全体の1/4を超える状況である。

13次防期間中の休業4日以上死傷者数は6,274人、12次防期間中の4,780人に比して31.3%の増加、新型コロナウイルス感染による休業災害を除くと4,768人となり、新型コロナウイルス感染による休業災害を除くと0.3%の減少となった。





死傷災害重点業種

小売業、社会福祉施設、飲食店及び陸上貨物運送事業について、死傷者数を2017年(小売業98人、社会福祉施設51人、飲食店24人、陸上貨物運送事業101人)と比較して、2022年までに5%以上減少させる目標に取り組み、小売業と陸上貨物運送事業においては目標以下となったが、業務に起因するコロナ感染拡大の影響を除いても、社会福祉施設と飲食店では目標以下とならなかった。

重点業種 死傷災害発生状況（新型コロナウイルス感染含む）（人）

	第13次労働災害防止計画期間中の状況						
	2017	2018	2019	2020	2021	2022	目標
小売業	98	85	97	119	94	91	93
社会福祉	51	69	58	82	82	435	48
飲食店	24	31	28	25	28	29	22
陸上貨物	101	85	75	85	73	88	95

重点業種 死傷災害発生状況（新型コロナウイルス感染除く）（人）

	第13次労働災害防止計画期間中の状況						
	2017	2018	2019	2020	2021	2022	目標
小売業	98	85	97	119	94	86	93
社会福祉	51	69	58	81	72	84	48
飲食店	24	31	28	25	31	28	22
陸上貨物	101	85	75	84	73	85	95

小売業

小売業は93人以下の目標に対し最終年で91人となった。

小売業に対しては、大規模店舗・多店舗展開企業、災害発生事業場に対する個別

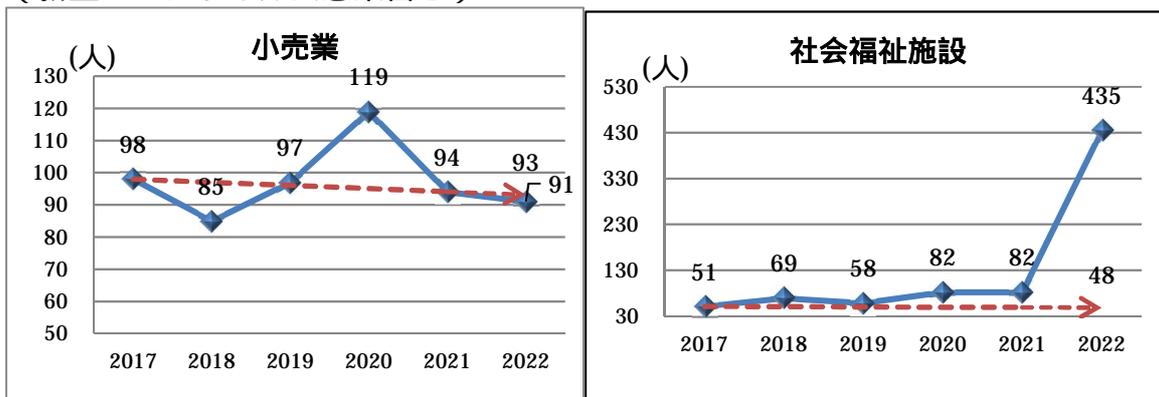
指導や労働基準協会を通じた各種災害防止対策等の周知啓発などの取組を推進した。13次防期間中の死傷者の内訳は、転倒 36.6%、動作の反動・無理な動作 13.6%、交通事故 11.7%、墜落・転落 9.9%などとなっており、交通事故では新聞配達におけるバイクや自転車での災害、墜落・転落では脚立使用や階段等での災害が多発している。

社会福祉施設

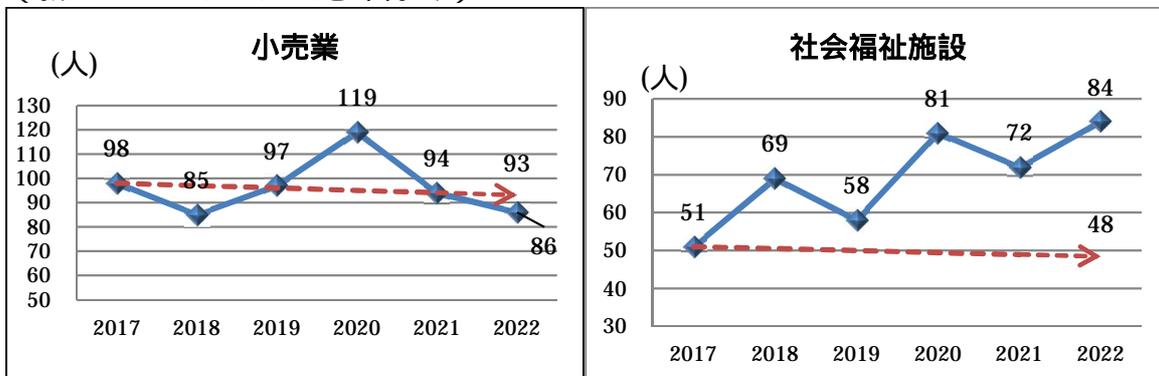
社会福祉施設は 48 人以下の目標に対し最終年で 435 人となった。社会福祉施設に対しては、集団指導や災害発生事業場に対する個別指導、労働基準協会・地区協会を通じた各種災害防止対策等の周知啓発などの取組を推進したが、社会福祉施設ではコロナ感染の影響を大きく受け、目標を下回ることは出来ず、また、コロナ感染による死傷者を除いても 84 人であった。

13次防期間中の死傷者の内訳は、転倒 18.3%、動作の反動・無理な動作 15.7%、その他 51.9% (うち 93.1%は新型コロナウイルス感染)などとなっており、新型コロナウイルス感染を除くと、転倒 37.0%、動作の反動・無理な動作 31.8%など、この二つの事故の型で約7割を占めている。

(新型コロナウイルス感染含む)



(新型コロナウイルス感染除く)



飲食店

飲食店は 22 人以下の目標に対し最終年で 29 人となった。

災害防止対策は、基準協会連合会を通じた周知、高年齢者安全対策 WEB セミナー、職場環境改善 WEB セミナー等の集団指導、個々の事業場に対する個別指導等により災害防止対策の周知啓発を行った。

13 次防期間中の死傷者の内訳数は、高温・低温物との接触 27.8%、転倒 24.3%、切れ・こすれ 17.4%などとなっている。

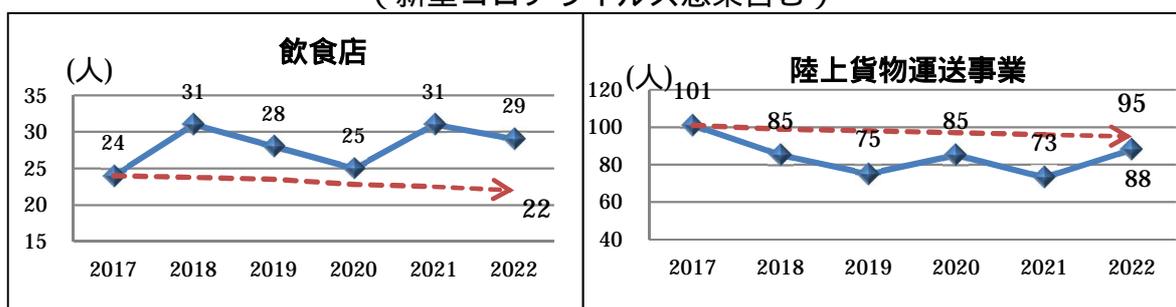
陸上貨物運送事業

陸上貨物運送事業は 95 人以下の目標に対し最終年で 88 人となった。

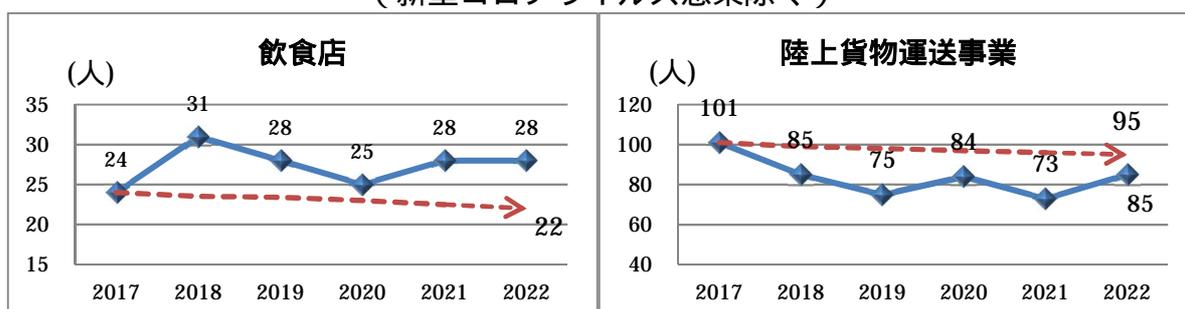
運輸業に対しては、陸上貨物運送事業を中心に、陸上貨物運送事業労働災害防止協会高知県支部、運輸支局等との連携により、また、個別指導・監督指導等により取組を推進した。

13 次防期間中の陸上貨物運送事業に係る死傷者数は 406 人、最終年の死傷者数は目標以下となった。災害の内訳は、トラックの荷台や運転席等からの墜落・転落が最も多く 27.8%、次いで荷物取扱時等の動作の反動・無理な動作 19.2%、転倒 12.8%などとなっている。

(新型コロナウイルス感染含む)



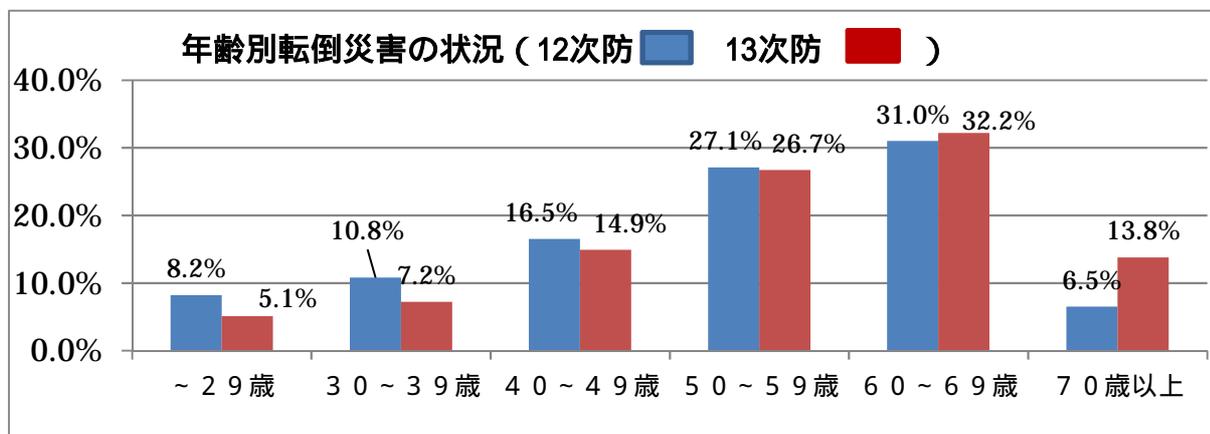
(新型コロナウイルス感染除く)



転倒災害の状況

12 次防期間中から 13 次防期間中の全産業における転倒災害の発生状況について、12 次防期間中の発生件数は 972 件に対し、13 次防期間中は 1067 件と 9.8%の増加

となった。コロナウイルス感染を除き転倒災害が占める割合は 22.4%であり、また、70 歳代以上の年齢層で、女性の転倒災害が増加傾向となっている。

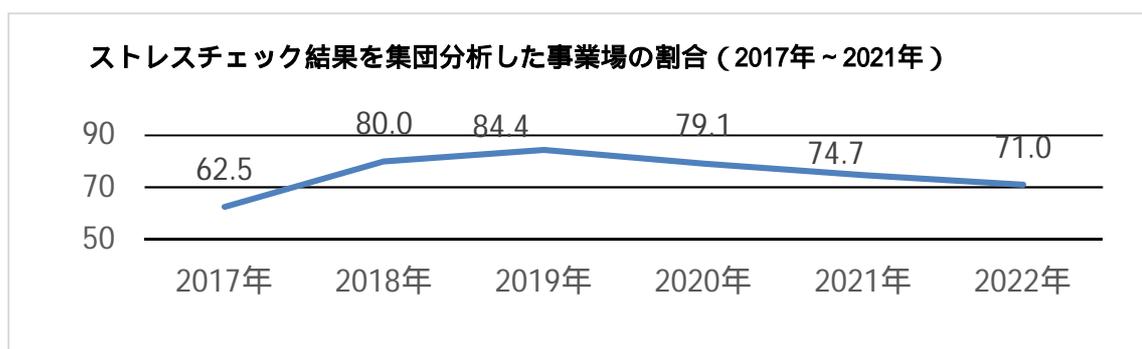


(4) 健康確保対策

ストレスチェック実施結果の分析状況

集団分析した事業場の割合を 80%以上（62.5%：2017 年）としていた目標（労働者 50 名以上）の実施状況は以下のとおり。

- ・ 2018 年 80.0%（550 事業場報告のうち 472 事業場実施 / 590 対象事業場）
- ・ 2019 年 84.4%（569 事業場報告のうち 498 事業場実施 / 590 対象事業場）
- ・ 2020 年 79.1%（536 事業場報告のうち 467 事業場実施 / 590 対象事業場）
- ・ 2021 年 74.7%（501 事業場報告のうち 441 事業場実施 / 590 対象事業場）
- ・ 2022 年 71.0%（466 事業場報告のうち 419 事業場実施 / 590 対象事業場）



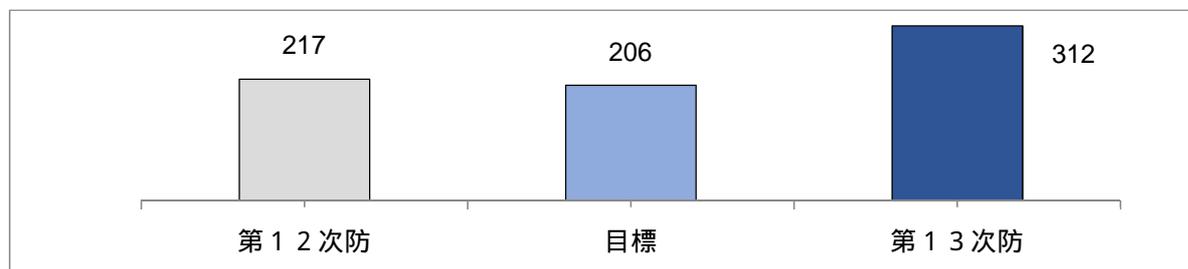
13 次防当初は 8 割を超える事業場が集団分析を実施している状況で推移していたが、2020 年以降は目標を下回る状況となっている。

各署において毎年実施している全国労働安全週間準備説明会、全国労働衛生週間準備説明会、その他あらゆる機会を通じて集団分析の実施について周知を図った。

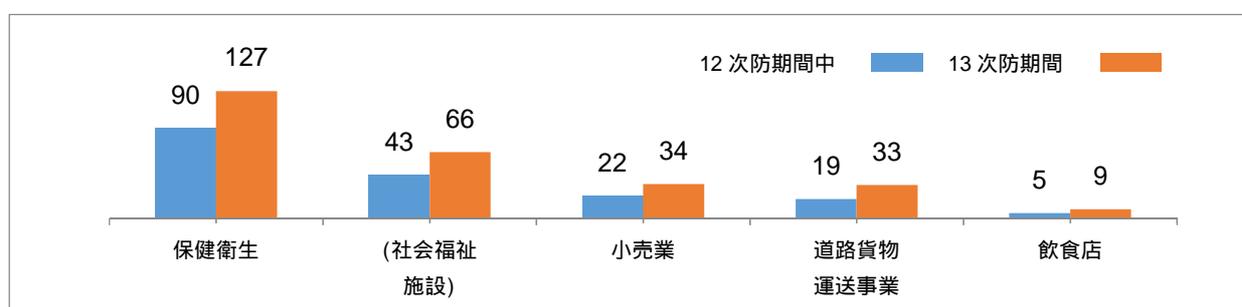
腰痛による死傷災害

腰痛による死傷災害を減少させる目標に対する状況は次のとおり。

腰痛による死傷者数の状況



腰痛災害の状況（業種別）



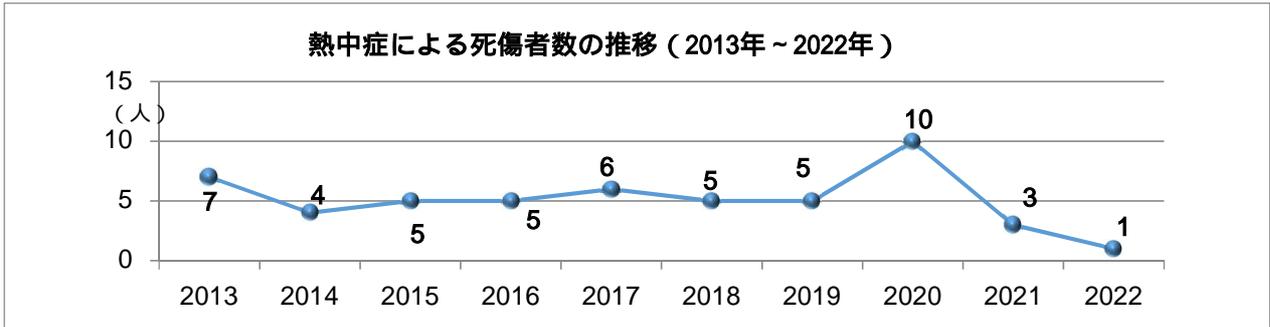
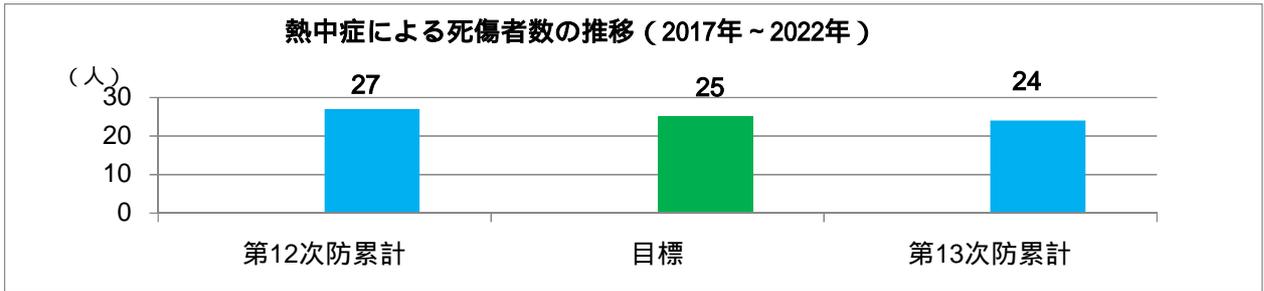
12次防期間中の腰痛災害発生件数に比べ、第13次防期間中にはいずれの業種でも増加傾向にあり、業種別には、保健衛生業127件(社会福祉施設66件)、小売業34件、道路貨物運送事業33件、飲食店9件などとなっている。

5%以上の削減目標に対し、結果は43.8%の増加となり、腰痛による死傷災害は13次防期間中に毎年50件を超えて発生している。引き続き腰痛予防対策、エイジフレンドリーガイドライン等の周知により高年齢者の労働災害防止について周知啓発を進める。

熱中症予防対策

熱中症予防対策については、ストップ熱中症クールワークキャンペーン(実施期間5月1日から9月30日)として、毎年4-5月に各署で開催している各種災害防止協議会、全国労働安全週間準備説明会、各災害防止団体協議会への局長要請、事業主に対する個別指導、ホームページ等により周知広報を実施し、13次防期間中の目標(25人以下)以下となった。

13次防期間中の死亡災害は発生していないが、重症化リスクの高い災害であり、また、毎年の異常気象や地球温暖化が懸念され、引き続きあらゆる機会を捉えて、「職場における熱中症予防基本対策要綱」を踏まえ暑さ指数の把握その他必要な措置の実施について引き続き周知啓発、指導等実施する。

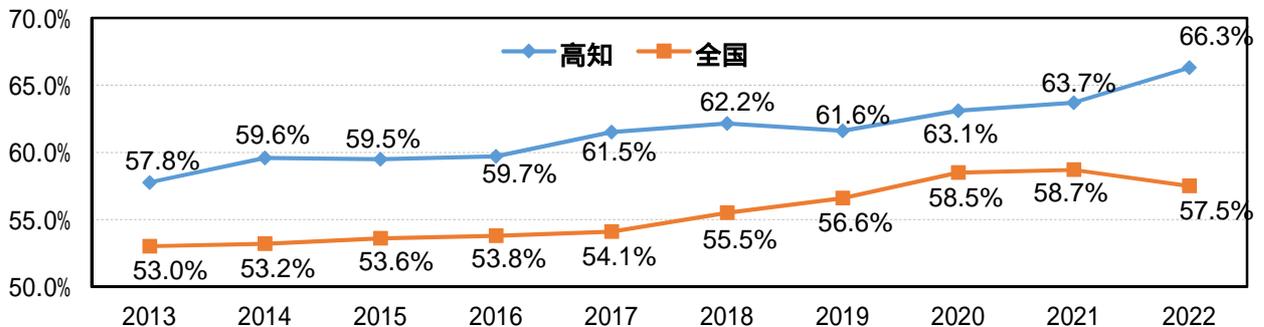


定期健康診断における有所見率の状況等

労働者の定期健康診断の有所見率は、2017年に6割を超えて61.5%（全国平均54.1%）となった以降も徐々に上昇しており、令和3年に63.7%（全国平均58.7%）、令和4年は66.3%（全国平均57.5%）となった。

健康診断実施結果に基づく医師の意見聴取等の事後措置の徹底については、各種説明会や個別指導等により、また、小規模事業場における健康対策の推進については高知産業保健総合支援センター及び地域窓口で実施している各種支援事業の周知及び利用勧奨を行い健康確保対策の推進を図った。

県内の労働力人口の高年齢化とともに、定期健康診断実施結果における有所見率も上昇する傾向が継続することが見込まれるため、関係機関と連携し、労働者の健康確保対策、事業場における労働者の健康状態の把握及び生活習慣の改善等について、引き続き周知啓発が必要である。



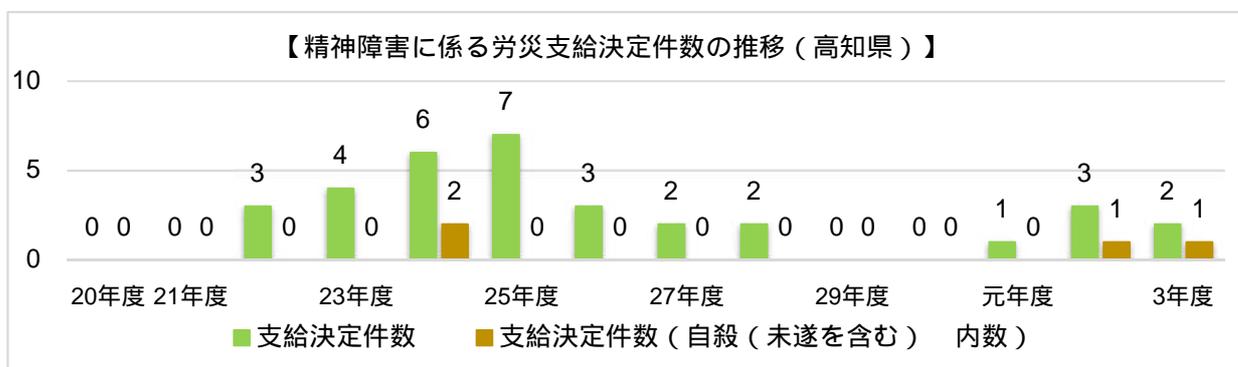
過重労働に係る脳・心臓疾患、精神障害の認定状況

13次防期間中の脳・心臓疾患の労災保険支給決定は、平成30年度2件、令和2年度2件、合計4件となっており、12次防期間中の決定件数(7件)から減少した。



精神障害の支給決定件数は、令和元年度1件、令和2年度3件、令和3年度2件、合計6件となっており、12次防期間中(14件)より減少し、認定件数においては12次防期間中に比べ脳・心臓疾患、精神疾患ともに減少傾向にある。

しかしながら、精神障害の請求件数は年々増加傾向にあり、事業場におけるメンタルヘルス対策を一層推進する必要性が認められ、過重労働による健康障害防止、働き方改革を推進するためにも、引き続き長時間労働の防止について周知啓発、指導等を進める必要がある。



治療と仕事の両立支援対策

平成29年9月1日に設立した、治療と仕事の両立支援の取組の推進を図るための高知県地域両立支援推進チームの活動等を通して、高知県、産業保健総合支援センター、医療機関等関係者と連携し、各種会議、説明会等において「治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」等周知を図り制度の浸透に努めた。

しかしながら、推進チームが実施した自主点検等においては、県内企業、労働者個人に十分認識されている状況ではなく、引き続き高知県地域両立支援推進チームを通じた連携等により、県内事業場に対し「治療と仕事の両立支援のためのガイドライン」の効果的な周知を図る必要がある。

化学物質等による健康障害防止対策

・化学物質対策

各署において、安全週間・労働衛生週間準備説明会、集団指導、個別指導等において化学物質を取扱う事業場、溶接作業を行う事業場等に対し、特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等の遵守の徹底について周知を図った。

事業者の措置義務等について、改正期日が順次到来することとなるため、対象事業場に対し、労働衛生コンサルタントの活用等も含め、引き続き指導実施する必要がある。

・石綿等による健康障害防止対策

各署において、建設業安全衛生推進協議会、安全週間・労働衛生週間準備説明会、集団指導、個別指導等を通じ、石綿使用建築物の解体作業等を行う事業場に対し、石綿障害予防規則等について周知を行うとともに、高知県や市町村などの地方自治体等と連携し、解体工事の届出等について指導実施を行った。

適正な事前調査の確実な実施、事前調査結果に基づく適切な石綿ばく露防止対策、粉じんばく露作業に伴う労働者の健康障害を防止するため、第10次粉じん障害防止対策に基づく粉じんによる健康障害を防止するための自主的取組の推進等について、引き続き指導実施する必要がある。

(5)業種別死傷災害の詳細

建設業における事故の型別死傷者数

事故の型	12次防期間中の災害	13次防期間中の災害											計	12次防期間中の災害との増減率(%)
		墜落・転落	転倒	激突	激突され	飛来・落下	はさまれ・巻き込まれ	切れこすれ	交通事故	動作の反動・無理な動作	左記以外			
建設業	839	264	76	57	52	78	72	71	22	57	85	834	-1.5	
		31.7%	9.1%	6.8%	6.2%	9.4%	8.6%	8.5%	2.6%	6.8%	10.2%			
(死亡者数)	(20)	(5)	(1)		(1)	(3)	(1)		(3)			(14)	-30.0	
土木工事	376	91	42	25	32	40	37	26	15	25	28	362	-4.0	
建築工事	365	144	26	26	17	28	25	37	6	25	54	388	6.3	
その他	98	29	8	6	3	9	10	8	1	7	3	84	-14.3	

建設業については、「Safe Work KOCHI」をスローガンとして、四国地方整備局や高知県、市町村などと毎年開催している発注者連絡会議、各署で実施している災害防止協議会、発注者と事業者との合同パトロール、建設業労働災害防止協会高知県支部等との連携により取組を推進してきた。また、年未年始の災害防止や夏季の熱中症対策、自然災害の復旧工事における災害防止対策、局長パトロールの実施など、時機をとらえて労働災害防止の周知啓発を進めてきた。

これらの取り組みの結果、死亡災害および休業災害発生件数ともに12次防期間中以下となった。

しかしながら、事故の型別でみると、墜落・転落災害が死傷災害で31.7%、死亡災害では35.7%を占めるなど、依然として墜落災害による死亡災害・休業災害は多く発生しており、また、交通事故による死亡災害も3件(21.4%)発生している。

労働災害多発業種であり、重大災害の発生も懸念されるため、「Safe Work KOCHI」をスローガンとして、引き続き発注機関や建設業労働災害防止協会高知県支部との連携を図り、死亡災害の撲滅及び墜落・転落災害の防止に関するリスクアセスメントの取り組み促進対策等を重点として労働災害防止に取り組む。

製造業における事故の型別死傷者数

事故の型	12次防期間中の災害	13次防期間中の災害											計	12次防期間中の災害との増減率(%)
		墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	激突され	はさまれ・巻き込まれ	切れこすれ	交通事故	動作の反動・無理な動作	左記以外			
製造業	931	111 12.4%	155 17.5%	59 6.7%	76 8.6%	50 5.6%	175 19.8%	77 8.7%	15 1.7%	87 9.8%	80 9.0%	885	-4.9	
(死亡者数)	(4)				(1)	(1)	(6)		(1)			(9)		
食料品	221	15	75	17	13	9	33(2)	21	8(1)	24	24	239	8.1	
木材・木製品	105	9	7	4	4	7	24(1)	20		4	6	85	-19.0	
パルプ等紙・紙加工	82	7	7	3	1	2	18	6	1	5	13	63	-23.2	
金属製品	87	8	11		20(1)	4	21	7		6	6	83	-4.6	
一般機械器具	95	4	8	7	12	6	26(1)	5		9	7	84	-11.6	
輸送用機械	69	18	5	8	7	6	4	1		13	5	67	-2.9	
上記以外の製造業	272	50	42	20	19	16(1)	49(2)	17	6	26	26	264	-2.9	

製造業については、高知県労働基準協会連合会及び各地区協会、事業者団体、林業・木材製造業労働災害防止協会高知県支部等との連携により取組を推進した結果、13次防期間中の製造業における労働災害は、12次防期間中と比して死傷災害が4.9%減少しており、全産業に占める製造業の割合は14.1%となっている。

しかしながら、死亡災害は12次防期間中の3人から9人に大幅に増加しており、9件の死亡災害のうち6件がはさまれ・巻き込まれ災害となっている。

また、休業災害も、はさまれ・巻き込まれによるものが最も多く19.8%を占めており、点検、清掃中等に機械を確実に停止していない、安全作業マニュアルの遵守がなされていないなど基本的な安全対策の未実施による災害が発生している。

製造業における死傷災害は食料品製造業が最も多く、次いで木材・木製品製造業、一般機械器具製造業などとなっている。機械の清掃、点検作業も含めたりスクアセスメントの実施、死亡災害が多発したはさまれ・巻き込まれ災害の防止、転倒災害等の防止について、引き続き個別指導等、集団指導等あらゆる機会を通じて指導・周知啓発を図る。

林業における事故の型別死傷者数

事故の型	12次防期間中の災害	13次防期間中の災害										
		墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	はさまれ・巻き込まれ	激突され	切れ・こすれ	動作の反動・無理な動作	左記以外	計	12次防期間中の災害との増減率(%)
林業	414	39	48	15	47	10	84	53	22	21	339	-18.1%
		11.5%	14.2%	4.4%	13.9%	2.9%	24.8%	15.6%	6.5%	6.2%		
死亡者数	(9)	(1)	(1)		(1)		(3)				(6)	

林業については、四国森林管理局、高知県、林業・木材製造業労働災害防止協会高知県支部等との連携による取組を推進してきた。また、各署においては関係機関との災害防止協議会を毎年開催し、合同パトロールの実施、全国安全週間・衛生週間準備説明会等でのガイドラインの周知を行うなどの取組を進めた。13次防期間中の林業における労働災害は、12次防期間中と比して、死傷災害が18.1%減少するとともに、死亡災害についても6人となり33.3%の減少となっている。

しかしながら、林業従事者が全産業に占める労働者の割合は1%に満たないにもかかわらず、13次防期間中の高知局全体の労働災害に占める林業の割合は、死傷災害で5.4%、死亡災害で13.3%を占めている。

死傷災害を事故の型別で見ると、激突され24.8%、切れ・こすれ15.6%、転倒14.2%、飛来・落下13.9%、墜落・転落11.5%などとなっている。切れ・こすれによる災害は保護衣の着用が浸透しつつあり、12次防期間中のチェーンソーによる同種災害は69件であったが、13次防期間中は32件まで半減している。

林業における労働災害は減少傾向にあるものの、国産材の需要の高まりによる事業量の増加が見込まれるとともに、死傷災害、死亡災害の発生割合は高く、引き続き、四国森林管理局、高知県、林業・木材製造業労働災害防止協会高知県支部等との連携、各森林組合と組織した災害防止協議会、個別指導・監督指導等により労働災害防止の取組を推進する。

運輸業・陸上貨物取扱事業における事故の型別死傷者数

事故の型	12次防期間中の災害	13次防期間中の災害									計	12次防期間中の災害との増減率(%)
		墜落・転落	転倒	激突	飛来・落下	激突され	はさまれ・巻き込まれ	交通事故	動作の反動・無理な動作	左記以外		
運輸業	463	118	64	45	26	29	37	34	84	29	466	0.6
		25.3%	13.7%	9.7%	5.6%	6.2%	7.9%	7.3%	18.0%	6.2%		
(死亡災害)	(5)		(1)		(1)			(3)			(5)	
陸上貨物	399	113	52	39	26	27	32	24	78	15	406	1.8
その他	64	5	12	6		2	5	10	6	14	60	6.3

運輸業については、陸上貨物取扱事業を中心に、陸上貨物運送事業労働災害防止協会高知県支部、運輸支局等との連携により取組を推進した。13次防期間中の運輸業における労働災害は、12次防期間中と比して死傷災害が0.6%増加、死亡災害は12次防期間中と同数となっている。運輸業についても新型コロナウイルス感染による休業災害の影響を受けており、新型コロナウイルス感染による死傷者数(13人)を除くと12次防期間中を下回る結果となった。

死亡災害は交通事故によるものが3件、荷下ろし中に原木が落下したものが1件、運転席からの転落が1件となっている。

重点業種である陸上貨物運送事業の死傷災害は、12次防期間中から微減しているものの、運転席やトラック荷台からの墜落・転落が最も多く、次いで動作の反動・無理な動作、転倒などとなっている。引き続き、陸上貨物運送事業労働災害防止協会高知県支部及び高知運輸支局等との連携、また、荷主も含めた荷役作業の安全対策への取り組み等の周知も含め、荷役作業時の労働災害防止を重点として災害防止に取り組む。

小売業における事故の型別死傷者数

事故の型	12次防期間中の災害	13次防期間中の災害										
		墜落・転落	転倒	激突	はさまれ・巻き込まれ	切れこすれ	高温・低温物との接触	交通事故	動作の反動・無理な動作	左記以外	計	12次防期間中の災害との増減率(%)
小売業	453	48	178	22	24	32	21	57	66	38	486	7.3%
		9.9%	36.6%	4.5%	4.9%	6.6%	4.3%	11.7%	13.6%	7.8%		

小売業については、大規模店舗・多店舗展開企業、災害発生事業場に対する個別指導や労働基準協会を通じて各種災害防止対策等の周知啓発などの取組を推進した。

13次防期間の小売業の死傷災害は、転倒災害36.6%、動作の反動・無理な動作13.7%、墜落・転落10.3%、交通事故9.7%、などとなっており、転倒災害と動作の反動・無理な動作で死傷災害全体の半数を占めている。

また、交通事故については7割以上が新聞配達中の自転車・バイクによる交通事故となっており、期間中に小売業で発生した死亡災害も新聞配達中の交通事故であった。

引き続き、転倒災害及び腰痛災害、交通労働災害の防止について周知啓発を図り、自発的な安全衛生対策に取り組むための意識啓発を推進する。

社会福祉施設における事故の型別死傷者数

事故の型	12次防期間中の災害	13次防期間中の災害									計	12次防期間中の災害との増減率(%)
		墜落・転落	転倒	激突	切れこすれ	高温・低温物との接触	交通事故	動作の反動・無理な動作	新型コロナウイルス	左記以外		
(社会福祉)	251	24	133	23	8	12	13	114	351	48	726	189.2%
		3.3%	18.3%	3.2%	1.1%	1.7%	1.8%	15.7%	48.3%	6.6%		
コロナ除く		6.7%	37.0%	6.4%	2.2%	3.3%	3.6%	31.8%		13.4%	359	

社会福祉施設(介護施設)に対しては、基準協会連合会を通じた周知、県や市町村との連携、高齢者安全対策 WEB セミナー、職場環境改善 WEB セミナー等の集団指導、事業場に対する個別指導等により災害防止対策の周知啓発を行った。

13次防期間の全産業に占める死傷災害の割合は11.6%であり、新型コロナウイルス感染による死傷災害の増加が大きく影響している。

事故の型別でも、新型コロナウイルス感染によるものが48.3%、転倒18.2%、動作の反動・無理な動作15.7%、交通事故1.8%などとなっている。引き続き、新型コロナウイルス感染症防止対策とともに、転倒災害、腰痛災害の防止について、エイジフレンドリーガイドラインとともに周知啓発を図り、自発的な安全衛生対策に取り組むための意識啓発を推進する。

飲食店における事故の型別死傷者数

事故の型	12次防期間中の災害	13次防期間中の災害										計	12次防期間中の災害との増減率(%)
		墜落・転落	転倒	激突	はさまれ・巻き込まれ	切れ・こすれ	高温・低温の物との接触	交通事故	動作の反動・無理な動作	新型コロナウイルス	左記以外		
飲食店	150	8	35	7	7	25	40	4	12	4	2	144	-4.0
		5.6%	24.3%	4.9%	4.9%	17.4%	27.8%	2.8%	8.3%	2.8%	1.4%		

飲食店における休業災害は、高温・低温の物との接触(27.8%)、転倒(24.3%)などとなっており、この二つの災害で全体の半数を占め、次いで切れ・こすれ(17.4%)、動作の反動・無理な動作と続いている。災害防止対策としては、基準協会連合会を通じた周知、高年齢者安全対策 WEB セミナー、職場環境改善 WEB セミナー等の集団指導、個々の事業場に対する個別指導等により災害防止対策の周知啓発を行った。

飲食店の労働災害防止については、小規模事業場が多く、店舗や施設において安全衛生に取り組む人員、権限、予算が限定的であるが、本社・本部等を通じた周知指導の可否等を検討し、死傷災害が発生した事業場に対する個別指導、事業主団体を通じた周知啓発等により安全衛生管理の取組を推進する。